

産業廃棄物の適正処理に関する 三重県の取組について

～排出事業者処理責任徹底事業～

三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課

1 排出事業者責任

2 適正処理を一層確保する制度

- 電子マニフェスト
- 優良産廃業者認定制度

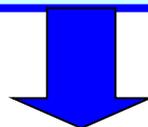
3 三重県の取組

1 排出事業者責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第三条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。



産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において、処理が適正に行われるように措置を講じなければならない

不適正処理を未然に防止するために、
排出事業者は処理責任を徹底し、
適正処理を確保する取組を行う必要があります

法や条例の規定により、排出事業者はこれらの仕組みを遵守しなければなりません。

＜適正処理を確保するための仕組み＞

- ①産業廃棄物処理業の許可業者への委託
- ②書面による委託契約の締結など委託基準の遵守
- ③マニフェストの交付、確認及び保存
- ④処理先の現地確認

より適正に処理するためには・・・

＜適正処理をより確実にするための仕組み＞

- ①電子マニフェストの活用
- ②優良産廃処理業者の活用

2 適正処理を一層確保する制度(電子マニフェスト)

電子マニフェスト制度の概要

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りして、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みのことです。

情報処理センターは廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが情報処理センターとして指定され、運営されています。

電子マニフェストシステム

ログイン

加入者番号(半角入力)

パスワード(半角入力)

ログイン

システム稼働中です
[パスワードを忘れた方](#)

ご注意ください!

30分以上操作をしないまま放中の情報は無効になります。
ブラウザの「戻る」ボタンを使用入力された情報が消えてしまいます。
入力中に他のメニューボタンを押すと、入力した情報が消えてしまいます。
作業が終了したら、必ず「ログアウト」をしてください(ブラウザの[x]ボタンで画面を閉じない)。

システム稼働状況

[デモシステムログイン](#)

[デモシステム申込](#)

[操作マニュアル](#)

新着情報

2013/7/4

電子マニフェストシステムの利用推奨環境について

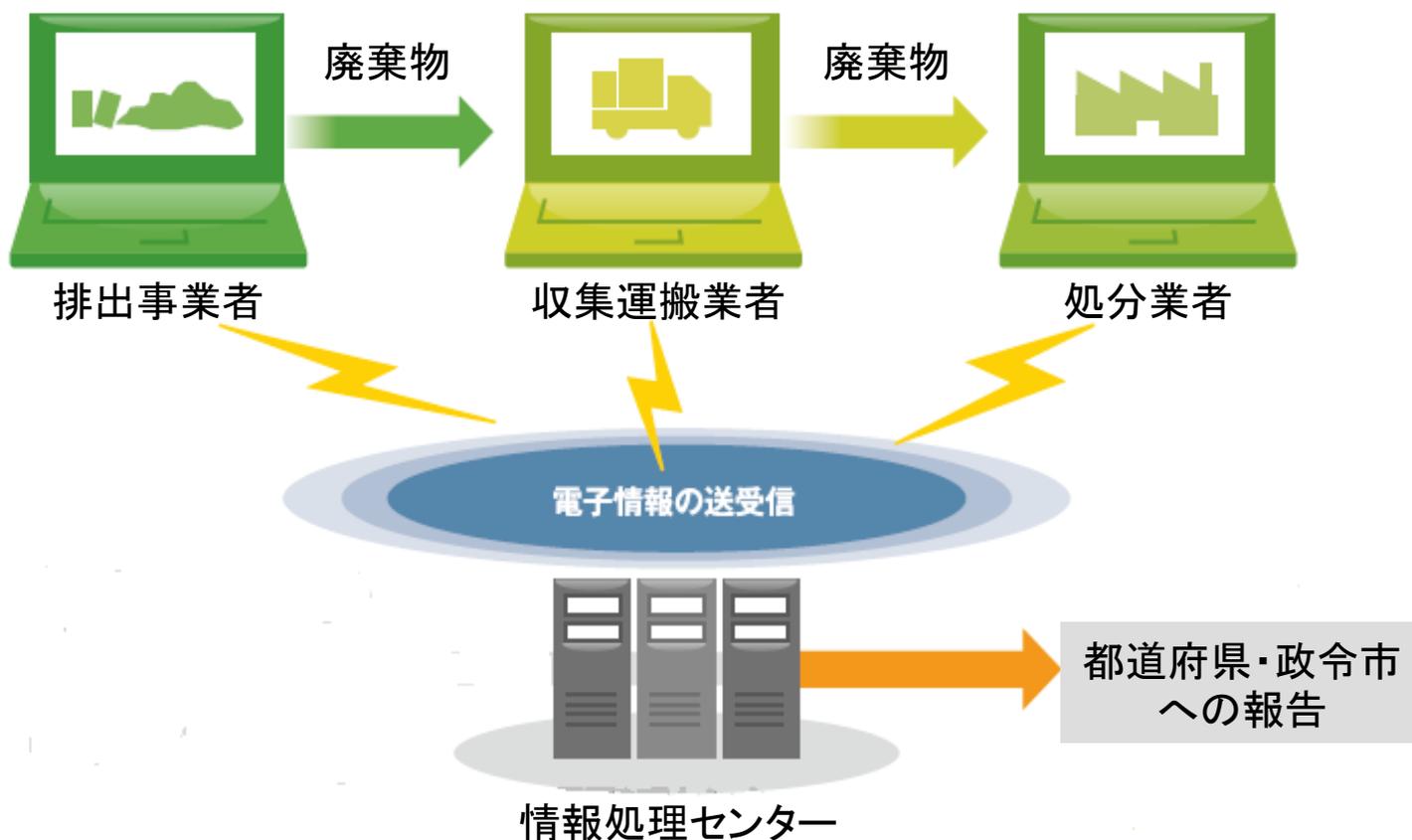
電子マニフェストシステムの利用推奨環境外のブラウザ「Google Chrome」を使用して、再委託を行う場合のマニフェスト登録をした場合に、再委託先の収集運搬業者や処分業者が終了報告をすることができ

電子マニフェストシステム
(JwNET)

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

電子マニフェストの仕組み

電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子情報化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センターを介してマニフェスト情報のやり取りを行います。



電子マニフェスト導入の主なメリット

①データの透明性が高い

- 情報の変更・取消等の履歴がシステムで管理されています。
- マニフェストの紛失・偽造等のリスクが低減されます。

②法令遵守の徹底

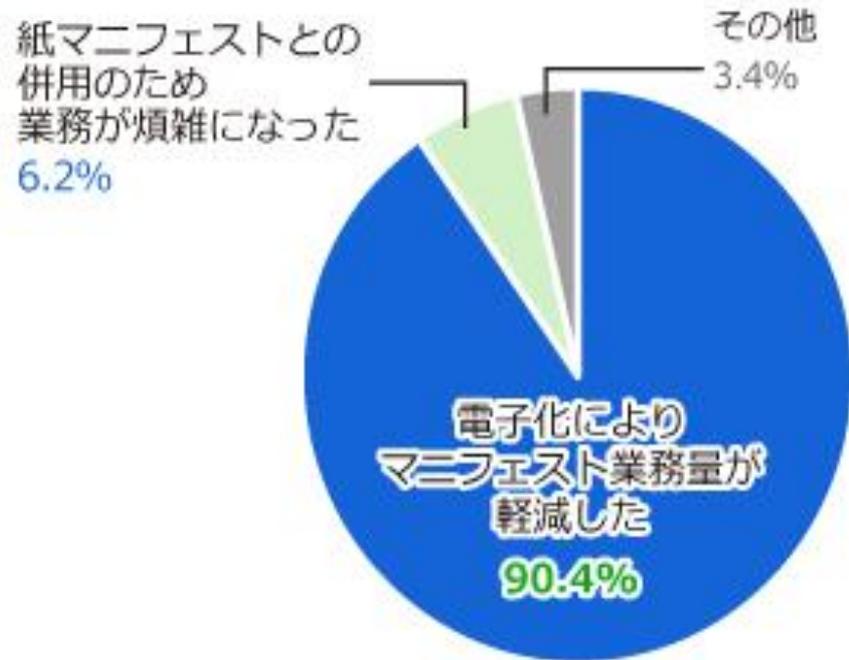
- マニフェストの記載漏れがありません。
- 処理終了確認期限が近づくと自動的に排出事業者に注意喚起します。

③事務処理の効率化

- 情報処理センターが情報を管理・保存しているため、マニフェストの保存・管理が不要です。
- マニフェスト管理の業務量が軽減し、事務処理費用の削減効果が見込まれます。
- 情報処理センターが集計して知事に報告を行います。(紙マニフェストを交付している場合は、紙マニフェスト使用分の報告が必要です。)
- マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できます。
活用例: 請求書の確認に利用・社内報告書の作成・排出量の確認 等

アンケート調査結果

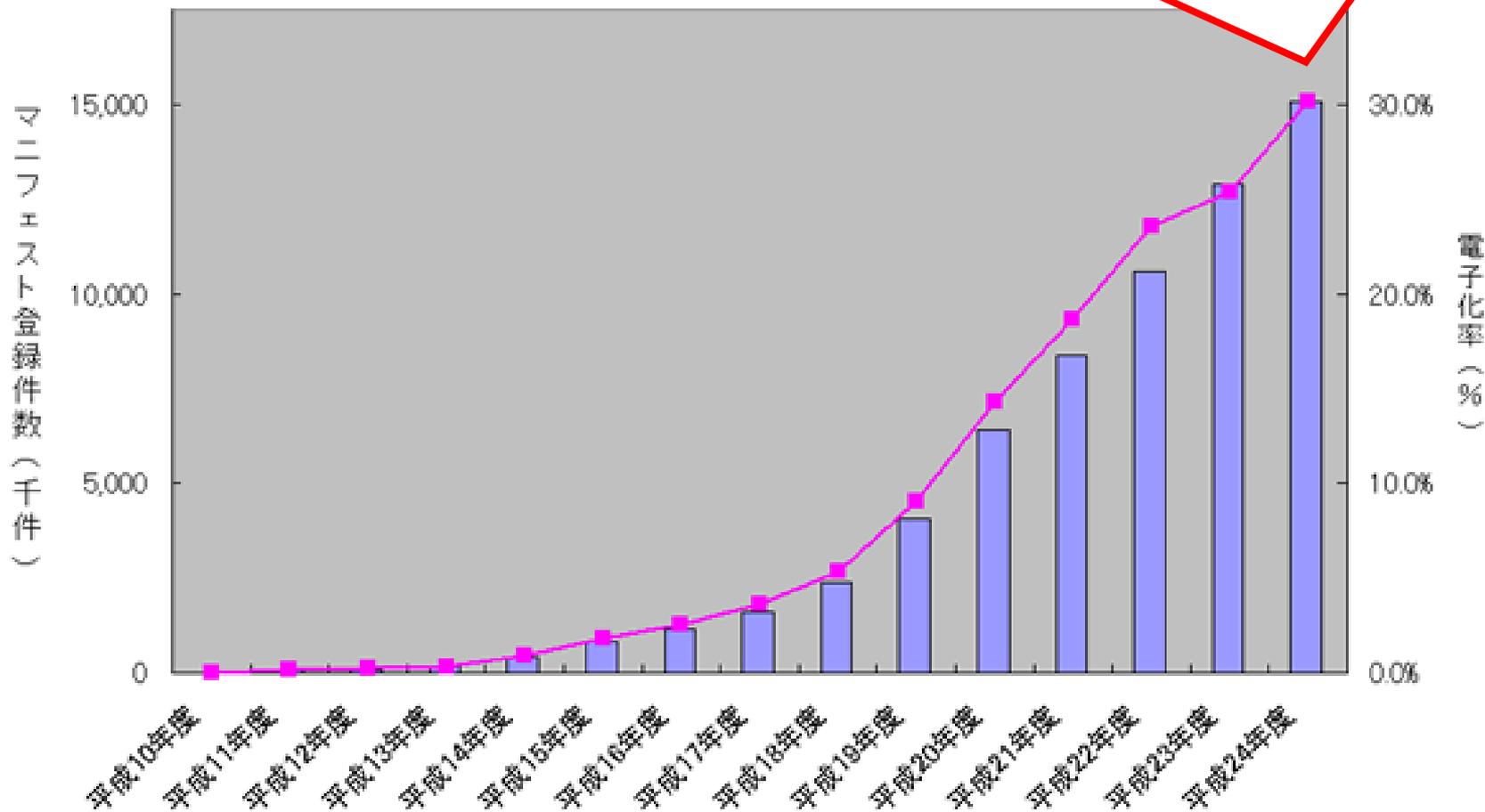
9割以上の方が電子 manifests の導入により業務量が軽減したと回答しています。



出典：電子 manifests を使用している排出事業者 1,000 ヶ所を対象に、平成 24 年 3 月に日本産業廃棄物処理振興センターが実施した「電子 manifests の使用状況に関するアンケート調査結果」(回答率 43%) より

電子manifestの普及率等の全国推移

平成24年度 全国の普及率 30.1%
(登録件数15,056千件)
※平成24年度 三重県の普及率 31.4%



2 適正処理を一層確保する制度 (優良産廃業者認定制度)

優良産廃処理業者認定制度の概要

国が平成23年度から開始した制度で、県が優良な産業廃棄物処理業者を認定し、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理をより積極的に推進するという目的で創設されました。

産業廃棄物処理業者の申請により産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準への適合性を県が審査し、優良認定を行います。

認定を受けた処理業者はマル優マークが許可証に付され、許可の有効期間が7年になります。



三重県での認定件数

平成26年1月末現在 204件

優良基準

1

実績と遵法性

5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。

2

事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。

5

財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

3

環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。

4

電子マニフェスト

事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。



優良産廃処理業者認定制度の活用のメリット

①注意義務違反を問われるリスクが軽減できる

- 公開されている情報を十分に比較・吟味して委託先を決定し、その選定過程を記録として残しておくことで、排出事業者の注意義務を果たしていることを示す1つの要素となります。
- 信頼性の高い廃棄物の処理・管理体制を築くことができます。

②産業廃棄物の適正処理の姿勢をPRできる

- 多量排出事業者が策定する産業廃棄物処理計画に優良認定処理業者へ委託した量を記載することから、より信頼性の高い処理業者へ委託していることが公表されます。

③電子マニフェストを使用できること

- 優良基準に設定されているため、電子マニフェストを使用した処理委託が可能です。

優良マークがついた許可証

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号

産業廃棄物の搬運動作許可証

所在地

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び搬積に関する法律 第14条 第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2 第1項

都道府県知事 印
(市町)

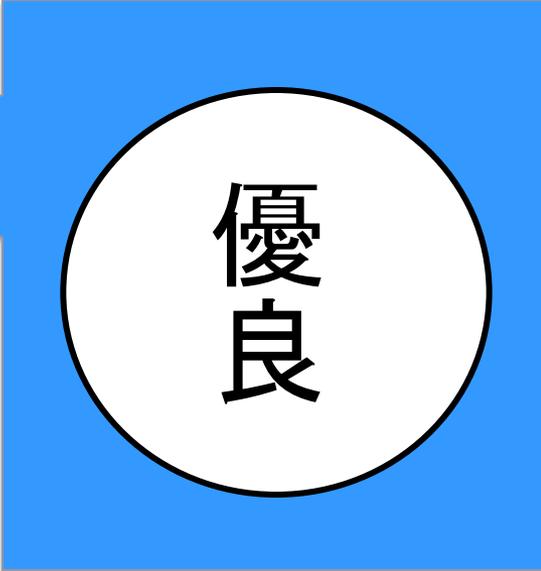
許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に右諸号の産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び複製又は保管を行うかどうかを明らかにすること
2. 複製又は保管を行うすべての場所の所在地及び搬積場内に当該場所ごとの複製又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に右諸号の産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、複製のための保管上取扱いの種目上げることができる
高さ
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況
年 月 日 (内 容)
5. 複製許可の有無 有・無
(複製許可を有している場合については、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考
市長が交付する許可証については、複製許可の有無の記載は不要とすること。

(日本工業規格 A列4番)

優良



県ホームページでの掲載

http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai_hyouka/youryouninteigyousyairan.htm

- 優良産廃処理業者の一覧を三重県HP「三重の環境」に随時掲載しています。



内容から探す

- 三重県の取組
- 統計とデータ集
- 報告書とパンフ
- 計画と行政評価
- 条例と要綱
- 届出と申請
- いろいろな名簿

分野から探す

- 総合政策
- 環境保全活動・環境学習
- 産業廃棄物 / 資源循環
- 地球温暖化対策
- 大気環境 / 化学物質
- 騒音・振動・悪臭
- 水環境 / 浄化槽 / 水道

[三重の環境](#) > [資源循環と廃棄物](#) > 三重県が認定及び確認した優良産廃業者等の一覧について

三重県が認定及び確認した優良産廃処理業者認定制度に係る認定事業者等の一覧について

三重県では、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たし、産業廃棄物の適正処理体制を確保するため、優良な産廃処理業者の育成・活用等を促進することとしており、以下のとおり県が認定等を行った優良な産廃処理業者名等をお知らせします。

(1) 優良産廃処理業者認定制度(新制度)に係る認定事業者の一覧についてはこちら。

[PDF](#) [三重県の優良産廃処理業者認定事業者一覧\(平成24年11月29日現在\)](#)

(2) 旧優良性評価基準の適合事業者の一覧についてはこちら。

[PDF](#) [三重県の適合事業者一覧\(平成23年3月31日現在\)\(PDF:128KB\)](#)

(参考)

[Link](#) [全国の適合事業者検索\(産廃情報ネット\)](#)

番号	群馬自治体名	事業者名	代表者役職名	代表者氏名	所在地	許可の種類	許可番号	許可年月日	優良認定・適合確認年月日	許可期限年月日	備考欄
1	三重県	株式会社クボレーンサービス	代表取締役	理宏征	奈良県北葛城郡王寺町東下四丁目198番地の2	産業廃棄物収集運搬業	第02400037970号	平成23年6月2日	平成23年6月2日	平成30年4月7日	
2	三重県	木村工業株式会社	代表取締役	木村久雄	高知県明石市大久保町中りの辻一丁目3番地の17	産業廃棄物収集運搬業	第02400022071号	平成23年6月9日	平成23年6月9日	平成25年4月29日	
3	三重県	株式会社協洋清潔	代表取締役	平野博	兵庫県尼崎市東塚口町2丁目4番27号	産業廃棄物収集運搬業	第2400004394号	平成18年10月14日	平成23年6月3日	平成25年10月13日	
4	三重県	株式会社協洋清潔	代表取締役	平野博	兵庫県尼崎市東塚口町2丁目4番27号	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第02450004394号	平成22年11月1日	平成23年6月3日	平成29年10月31日	
5	三重県	ホームケルン株式会社	代表取締役	国本武治	京都府宇治市伊勢田町名木3丁目1番地の57	産業廃棄物収集運搬業	第02400025049号	平成21年5月14日	平成23年6月9日	平成28年3月30日	
6	三重県	太田商事株式会社	代表取締役	大田秀美	三重県四日市市八田三丁目6番35号	産業廃棄物処分業	第0242046177号	平成23年5月11日	平成23年5月11日	平成30年4月15日	
7	三重県	株式会社高田	代表取締役	渡辺寛介	大阪府茨城市社本三丁目9番6号	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第02450009139号	平成23年7月2日	平成23年7月7日	平成30年5月9日	
8	三重県	株式会社百野興産	代表取締役	先友勝美	三重県津市戸町渡野54-10番地の1	産業廃棄物収集運搬業	第02414035812号	平成22年12月4日	平成23年6月16日	平成29年12月3日	
9	三重県	株式会社百野興産	代表取締役	先友勝美	三重県津市戸町渡野54-10番地の1	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第02454035812号	平成20年10月20日	平成23年6月16日	平成27年10月19日	
10	三重県	株式会社百野興産	代表取締役	先友勝美	三重県津市戸町渡野54-10番地の1	産業廃棄物処分業	第02424035812号	平成23年3月29日	平成23年6月16日	平成30年3月28日	
11	三重県	大和エネルギー株式会社	代表取締役	神貴斗	愛知県豊田市市神津町22-98番地の347	産業廃棄物収集運搬業	第02400004697号	平成21年7月10日	平成23年6月17日	平成27年12月19日	
12	三重県	株式会社大松土庫	代表取締役	新城匡司	大阪府大阪市北区本庄東二丁目10番15号	産業廃棄物収集運搬業	第02400004672号	平成22年11月8日	平成23年6月20日	平成29年11月7日	
13	三重県	株式会社キートン	代表取締役	宮田博吉	愛知県安城市新町8番地12	産業廃棄物収集運搬業	第02400003578号	平成23年1月12日	平成23年7月1日	平成30年1月11日	
14	三重県	木村開発株式会社	代表取締役	谷正剛	大阪府美北郡志紀町新浜一丁目5番21号	産業廃棄物収集運搬業	第2400003319号	平成18年12月11日	平成23年7月1日	平成25年12月10日	

3 三重県の取組

三重県では、平成24年4月に策定した「**みえ県民カビジョン**」に基づき、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、排出事業者の処理責任の徹底促進のための取組を進めています。

本取組は、緊急に対処すべき重要な課題を解決するための「**緊急課題解決プロジェクト**」として位置付けられています。(計画期間：平成24～27年度)

概要版

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重
みえ県民カビジョン

三重県

緊急課題解決 10 担当部署：環境生活部廃棄物対策局

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

解決すべき課題

- 過去の産業廃棄物の不適正処理事業のうち、原因による措置命令の履行などがなされない事業が4つあります。
この4事業(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)については、生活環境保全上の支障等(人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態)の状況から行政代執行を実施せざるを得ない状況にあります。
- 一方で、このような不適正な処理事業を新たに発生させないよう、不適正な処理行為者に対する厳正な指導に加え、処理責任を有する排出事業者に適正な処理を徹底させる必要があります。

県民の皆さんに成果をお届けします(プロジェクトの目標)

- 恒久的な対策が必要な不適正処理事業について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事業については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんへの暮らしの安全・安心が確保されています。
- また、こうした不適正処理事業の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23(現状)	H24	H27
不適正処理事業における支障除去の着手件数	1件	3件	4件

【目標項目の説明】
・過去の不適正処理4事業(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復を着手した件数

プロジェクトの構成

実践取組 1 地域暮らしの安全・安心を取り戻すため、過去に不法投棄された産業廃棄物について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復を進めます。

1 行政代執行による事業の是正推進

- 措置命令が履行されない不適正処理事業のうち、四日市市大矢知・平津事業等の4事業について、行政代執行による環境修復事業に着手します。
- これらの事業やその他の主要な事業も含め、現場の周辺環境を継続的にモニタリングして住民の安全・安心を確保します。

実践取組の目標	H23(現状)	H24	H25	H26	H27
不適正処理事業における支障除去の着手件数	1件	3件	4件	4件	4件

実践取組 2 産業廃棄物の不適正な処理を未然防止するために、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実な自らの処理責任を果たすための体制を確保します。

1 排出事業者の処理責任の徹底

- 偽造・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が把握でき、かつ不適正処理があった場合にも責任追及ができる電子マニフェストの普及を促進します。
- 優良な処理業者の育成・活用により、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

実践取組の目標	H23(現状)	H24	H25	H26	H27
処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合*	0%	3%	10%	20%	33%
(22年度)		(23年度)	(24年度)	(25年度)	(26年度)

行政代執行による不適正処理事業の是正事例

【現状】

不適正な処分が原因で、3年に亘って大気・騒音が発生したため、周辺に對して措置命令(大気汚染防止の除去や中間貯蔵等)を発令。

【是正後】

原因者が措置を講じる見込みがなかったことから、行政代執行事業士によって環境を回復し、最終処分を済ませる措置を実施。

注1 処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合：多量排出事業者のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者の割合。

緊急課題解決プロジェクト10

実践取組2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために

1 排出事業者の処理責任の徹底

- ① 偽造・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が把握でき、かつ不適正処理があった場合にも責任追及ができる電子マニフェストの普及を促進します。
- ② 優良な処理業者の育成・活用により、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

取組目標

- 多量排出事業者のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者の割合 **27年度で50%**

実践取組 2

産業廃棄物の不適正な処理を未然防止するために、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすための体制を確保します。

1 排出事業者の処理責任の徹底

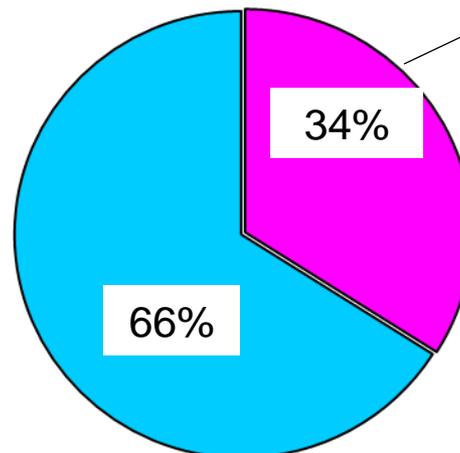
- ① 偽造・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が把握でき、かつ不適正処理があった場合にも責任追及ができる電子マニフェストの普及を促進します。
- ② 優良な処理業者の育成・活用により、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合 ^{注1)}	0 % (22年度)	3 % (23年度)	10% (24年度)	20% (25年度)	33% (26年度)

「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために

現状（平成25年12月末現在）

対象の多量排出事業者(a)	575事業者
電子マニフェストを活用している事業者	243事業者
優良産廃認定業者を活用している事業者	397事業者
両方を活用している事業者(b)	193事業者
対象の多量排出事業者のうち 両方活用している事業者の割合(b/a)	34%



多量排出事業者のうち、
両方活用している事業者

多量排出事業者への普及促進

取組(1)

排出事業者へ個別訪問し、電子マニフェストの利用と優良産廃処理業者の活用促進を実施しています。

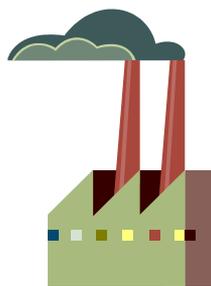
県の職員である環境技術指導員が、産業廃棄物処理計画書等を提出した排出事業者(年間排出量500t以上)を訪問(マニフェスト交付件数の多い事業者等を重点的に訪問)します。



環境技術指導員



個別訪問



訪問対象

産業廃棄物処理計画書等を提出した排出事業者(年間排出量500t以上の約500~600社)
※訪問は県内事業者に限ることとし、法等を遵守し、電子マニフェストと優良産廃処理業者を既に活用している事業者を除く。

取組(2)

産業廃棄物処理計画書を提出した事業者から自主管理の取組内容の報告を求め、県が産業廃棄物自主管理計画(状況)表に基づくレーダーチャートを配布しています。

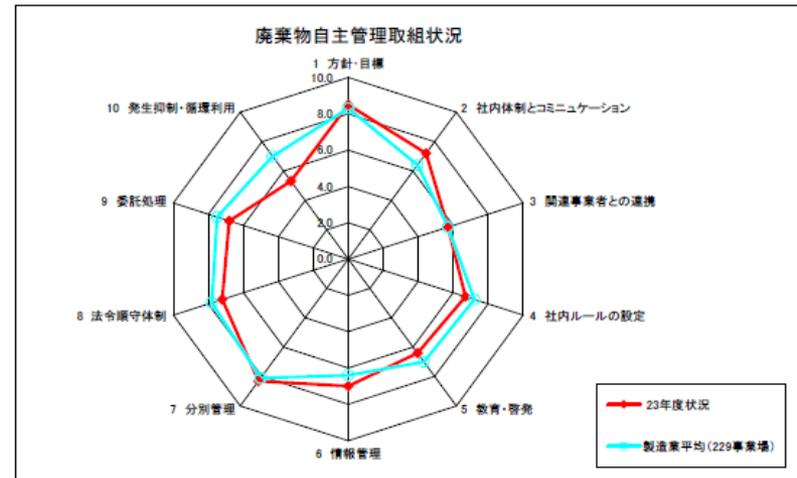
産業廃棄物自主管理計画(状況)表

《取組項目》

1. 方針・目標
 2. 社内体制とコミュニケーション
 3. 関連事業者との連携
 4. 社内ルールの設定
 5. 教育・啓発
 6. 情報管理
 7. 分類管理
 8. 法令順守(体制)
 9. 委託処理
 10. 発生抑制・循環利用
- 計32項目

レーダーチャート(例)

評価	評価項目	事業場名										合計
		1 方針・目標	2 社内体制とコミュニケーション	3 関連事業者との連携	4 社内ルールの設定	5 教育・啓発	6 情報管理	7 分別管理	8 法令順守体制	9 委託処理	10 発生抑制・循環利用	
23年度状況		8.5	7.2	5.7	6.7	6.4	7.0	8.3	7.2	6.8	5.3	69.1
製造業平均(229事業場)		8.3	6.4	5.7	7.2	7.0	6.4	8.1	7.8	7.5	7.0	71.4



「産業廃棄物自主管理計画(状況)表」の各項目別に回答して頂いた選択番号(1~4)を次の通り評価点(10点満点)へ換算しています。

※1→10点、2→7点、3→3点、4→0点

参考

年間500トン以上の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の発生抑制・リサイクルをすすめるため、「産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアル」に基づく、計画書の作成をお願いします。

様式3

(第1面)

(特別管理)産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書

平成 25年 月 日

三重県知事 あて

提出者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物適正管理推進マニュアルに基づき、平成25年度の(特別管理)産業廃棄物処理計画及び平成24年度の(特別管理)産業廃棄物の実施状況を報告します。

事業場の名称

事業場の所在地

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類 ボタンをクリックし下記リストより選んでください

② 事業の規模

③ 従業員数

連絡先

担当者職・氏名

電話番号

E-mail

今年度の処理計画・昨年度の処理状況

別紙のとおり

※事務処理欄

別紙1 平成 25 年度の産業廃棄物処理計画

記入欄です
 記入不要です

項目	産業廃棄物の種類																合計量	
	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃アクリル樹脂	ゴムくず	金属くず	プラスチックくず	紙くず	繊維くず	ガラスくず	窯業のふん	窯業の残渣	窯業の粉じん	その他		
① 排出量																		0
② 自己資源再生利用量																		0
③ 自己資源回収量																		0
④ 自己中間処理量																		0
⑤のうち資源回収量																		0
⑥ 自己中間処理後焼却量																		0
⑦ 自己中間処理での減量(⑤+⑥)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 自己中間処理後再生利用量																		0
a 自己再生利用量合計(⑧+⑨)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 自己中間処理後焼却量																		0
b 自己焼却量合計(⑩+⑪)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 処理量(④+⑤+⑥+⑦)																		0
⑬のうち資源回収定率率への処理量																		0
⑭のうち再生利用定率率への処理量																		0
⑮のうち資源回収定率率への処理量																		0
⑯のうち5%未満の事業者以外の資源回収率率への処理量																		0
⑰ 中間処理後焼却後の再生利用量																		0
⑱ 再生利用量合計(a+⑰)																		0
⑲ 中間処理後焼却後の焼却量																		0
⑲ 焼却処分量合計(⑲+⑳)																		0
d 焼却量合計(⑲+⑳)																		0
㉑のうち焼却量																		0
㉑のうち焼却後焼却量																		0

排出事業者と処理業者への普及促進

取組(1)

電子マニフェストシステムの普及促進を目的に、操作体験研修会と運用相談会を開催

●操作体験研修会

- ・ 県内4会場(四日市、津、伊勢、伊賀)で開催。
- ・ 排出、運搬、処分のそれぞれの立場で操作し、電子マニフェストの流れがわかります。

●運用相談会

- ・ 県内3会場(四日市、津、伊勢)で開催。
- ・ 電子マニフェストシステム等の管理方法等に関する運用方法の個別説明。

●申込方法など詳細

日程等の決定次第、三重県HP「三重の環境」に掲載します。

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/>

取組(2)

電子マニフェスト等の利活用促進のため、適正管理セミナーや業界団体との連携などを行っています。

- 適正管理セミナー

排出事業者等を対象として年1~2回の開催

- 産廃情報メール

適宜、配信

◇ 登録案内ページ

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/mailmagazine/sanpaimail.htm>

- 業界団体との連携

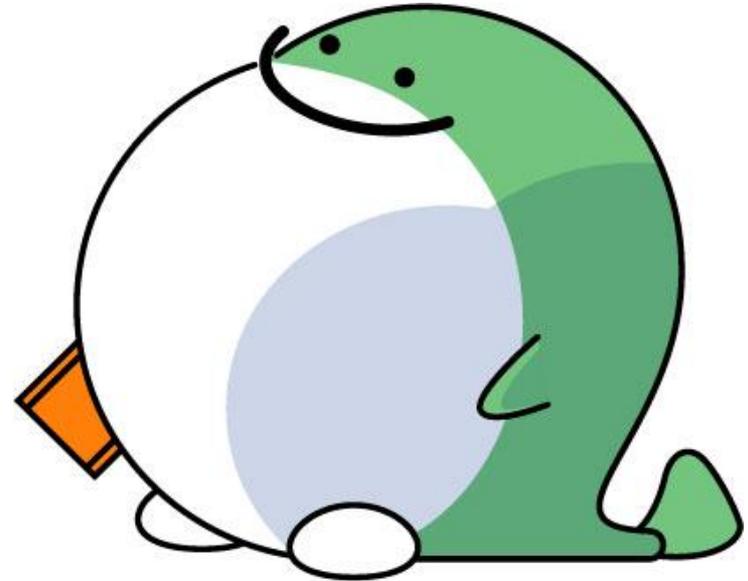
排出事業者団体・処理業者団体と取組連携

排出事業者責任を果たし、適正処理を一層確保するため、次の取組が必要

○電子マニフェストの利用

○優良産廃認定業者の活用

ご静聴ありがとうございました



三重県ごみゼロキャラクター ゼロ吉

三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課